

## 入札公告（建設工事）

一般競争入札 総合評価方式（施工体制確認型） 標準Ⅱ型

次のとおり一般競争入札に付します。

平成22年4月28日

分任支出負担行為担当官

沖縄総合事務局 国営沖縄記念公園事務所長 足達 正明

### 1. 工事概要

- (1) 工事名 映像ホール電気設備工事（電子入札対象案件）
- (2) 工事場所 国営沖縄記念公園 海洋博覧会地区
- (3) 工事内容 本工事は、海洋博覧会地区において、別途建築工事で新築する映像ホールに電気設備工事を行うものである。  
構造・階数・建物規模・工事概要  
RC造 2階建 延べ面積874㎡  
主要工種は次のとおりである。  
映像ホール  
電灯設備 新設一式 動力設備 新設一式  
発電機設備 新設一式 構内情報通信網設備 新設一式  
構内交換設備 新設一式 拡声設備 新設一式  
誘導支援設備 新設一式 呼出設備 新設一式  
テレビ共同受信設備 新設一式 火災報知設備 新設一式  
海洋文化館  
受変電設備 改修一式 電灯設備 改修一式  
動力設備 改修一式 構内通信線路 改修一式  
エネルギーセンター  
火災報知設備 改修一式
- (4) 工期 契約締結日の翌日から平成23年3月15日まで。
- (5) 本工事は、施工計画等に関する技術資料を受け付け、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価方式の適用工事のうち、品質確保のための体制その他の施工体制の確保状況を確認し、施工内容を確実に実現できるかどうかについて審査し、評価を行う施工体制確認型総合評価方式の試行工事である。
- (6) 本工事は、地元企業を1次下請として活用することを評価する地元1次下請活用比率評価の試行工事である。
- (7) 本工事は、沖縄県内に本店を有する企業から資材を調達する比率を評価する試行工事である。
- (8) 本工事は「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。

- (9) 本工事は、資料の提出及び入札等を全て電子入札システムで行える者を対象とした試行工事である。
- (10) 本工事は、原則として、当該入札の執行において入札執行回数は2回を限度とし、それまでに落札者がいないときは、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）（以下「予決令」という。）第99条の2の規定に基づく随意契約には移行しない。
- (11) 本工事は、入札時に工事費内訳書の提出を義務付ける試行工事である。
- (12) 本工事は、開発建設部における過去2年度間の低入札工事の工事成績が一定の点数未満の場合は、総合評価の得点を減点する試行工事である。
- (13) 本工事は、調査基準価格を下回り、かつ、入札価格の積算内訳である費目別金額を予定価格の積算の前提とした費目別金額で除して得た割合が一定割合を下回る場合には、厳格な調査（特別重点調査）を実施する。

## 2. 競争参加資格

次に掲げる条件をすべて満たしている有資格業者であること。

- (1) 予決令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (2) 沖縄総合事務局における平成21・22年度一般競争参加資格のうち「電気設備工事B等級」の認定を受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、沖縄総合事務局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。
- (3) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記(2)の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
- (4) 資料の提出及び入札等を全て電子入札システムで行える者であること。
- (5) 施工計画が適正であること。（提出された施工計画において、不適格があればその企業は失格とする。）。
- (6) 過去15年度間（平成7年度から平成21年度の完成工事）に、次に掲げる工事を元請けとして完成・引渡し完了した次の要件を満たす同種又は類似工事の施工実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。）。ただし、経常建設共同企業体にあつては、構成員の1社以上が次に掲げる施工実績を有すること。

なお、当該実績が沖縄総合事務局開発建設部及び国土交通省が発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る実績である場合にあつては、評定点合計が入札説明書に示す点数未満のものを除く。

- 1) 次の要件を満たす施工実績を有すること。

同種工事：新築・増築において、延べ面積が800㎡以上（増築の場合は増築部延べ面積が800㎡以上）である建物の電気設備工事の施工実績を有すること。

類似工事：新築・増築において、延べ面積が400㎡以上（増築の場合は増築部延べ面積が400㎡以上）である建物の電気設備工事の施工実績を有すること。

- (7) 次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に専任で配置できること。ただし、本工事において、現場施工に着手するまでの期間は、必ずしも主任技

術者又は監理技術者の専任を要しない。

- 1) 1級電気工事施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。
- 2) 過去15年度間（平成7年度から平成21年度の完成工事）に、上記(6)に掲げる工事の現場に従事した経験を有する者であることとする。（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。）。ただし、経常建設共同企業体にあつては、構成員のうち1社の配置予定技術者が施工実績を有すること。また、経験年数は限定しない。

なお、当該工事の経験が沖縄総合事務局開発建設部及び国土交通省が発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る工事の経験である場合にあっては、評定点合計が入札説明書に示す点数未満のものを除く。

- 3) 監理技術者にあつては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。
- 4) 配置予定の主任技術者又は監理技術者にあつては直接的かつ恒常的な雇用関係が必要であるので、その旨を明示することができる資料を求めることがあり、その明示がなされない場合は入札に参加できないことがある。
- (8) 沖縄総合事務局開発建設部（港湾空港関係除く。）発注工事で当該工種における過去2年度の工事成績評定点の平均点が2年連続で60点未満でないこと。
- (9) 競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出期限の日から開札の時までの期間に、沖縄総合事務局長から「沖縄総合事務局の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（昭和60年8月6日付け総会計第642号）に基づく指名停止を受けていないこと。
- (10) 上記1に示した工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者（出向元及び派遣元含む）と資本若しくは人事面（出向及び派遣含む）において関連がある建設業者でないこと。（入札説明書参照。）。
- (11) 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。（資本関係又は人的関係がある者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。）（入札説明書参照。）。
- (12) 沖縄県内に建設業法に基づく本店・支店又は営業所が所在すること。
- (13) 警察当局から暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、沖縄総合事務局発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

### 3. 総合評価に関する事項

#### (1) 入札の評価に関する基準

総合評価に関する評価項目は、次のとおりとするが詳細については、入札説明書による。

- ・企業の基礎技術力（施工計画、企業の施工実績、配置予定技術者の能力、地理的条件、社会的条件、地元1次下請活用比率評価）を評価する。
- ・施工体制（品質確保の実効性、施工体制確保の確実性）を評価する。

#### (2) 総合評価の方法

##### 1) 基礎点

入札説明書等に記載された要求要件を実現できると認められた場合には、基礎点

として100点を与える。

ただし、施工体制評価点が0点の場合は、基礎点を0点とする。

2) 加算点

技術資料の内容に応じて得点を与え、加算点に換算する。なお、加算点の最高点は40点とする。

3) 施工体制評価点

施工体制に関する資料の内容に応じて、施工体制評価点を与える。

なお、施工体制評価点の最高点は30点（品質確保の実効性15点、施工体制確保の確実性15点）とする。

4) 総合評価

価格及び技術資料等に係る総合評価は、予定価格の制限の範囲内の入札参加者について、1)、2)及び3)により得られる基礎点、加算点及び施工体制評価点の合計を、当該入札者の入札価格で除して得た数値（以下「評価値」という。）をもって行う。

(3) ヒアリングの実施（施工体制の審査）

入札参加者のうち、その申込みに係る価格が予決令第85条に基づく調査基準価格（入札説明書の別紙を参照のこと。）に満たない者については、どのように施工体制を構築し、それが施工内容の実現確実性の向上につながるかを審査するため、原則として、開札後速やかに、ヒアリングを実施する。

また、併せて、調査基準価格を超える者についてもヒアリング（電話での確認行為）を実施する。

1) 日 時 : 平成22年6月18日（金）

2) 場 所 : 沖縄県国頭郡本部町字石川424番地 国営沖縄記念公園事務所

3) 資料の提出: 入札参加者のうち、その申込みに係る価格が予決令第85条に基づく調査基準価格に満たない者に対しては、ヒアリングのための追加資料の提出を求める。

4) そ の 他: 入札参加者別のヒアリング日時については、追って連絡する。ヒアリングへの出席者には、配置予定技術者を必ず含め、資料の説明が可能な者をあわせ、最大で3名以内とする。

追加資料（入札説明書参照）の提出がない場合、ヒアリングに応じない場合及び配置予定技術者が出席しない場合は（但し、天災、事故、病気等、特別な場合を除く。）は、入札に関する条件に違反した入札として無効とする。

(4) 落札者の決定方法

落札者の決定は、次の1)、2)及び3)の要件に該当する者のうち、(2)によって算出された評価値の最も高い者を落札者とする。なお、評価値の最も高い者が2人以上あるときは、当該者にくじを引かせて落札者を決定する。

1) 入札価格が予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内であること。

2) 評価値が基礎点を予定価格で除した数値（以下「基準評価値」という。）に対して下回らないこと。

3) 提出した施工計画及び入札価格に基づき、本工事を確実に実現できること。（以下、「要求要件」という。）

- (5) 必要に応じて技術資料のヒアリングを行う場合がある。
- (6) 評価内容の担保  
施工計画、県内企業下請活用比率表及び地元資材活用比率表に記載された内容を遵守することについては、契約書に記載するものとする。受注者の責により入札時に評価した内容が満足できない場合は、工事成績評定を減じる措置を行う。
- (7) その他の詳細については入札説明書による。

#### 4. 入札手続等

- (1) 担当部局  
〒905-0206 沖縄県国頭郡本部町字石川424番地  
沖縄総合事務局 国営沖縄記念公園事務所 総務課 総務係  
電話0980-48-3140（代表）
- (2) 入札説明書等の交付期間、場所及び方法  
入札説明書等は電子入札システムにより交付する。交付期間は、平成22年4月28日（水）から平成22年6月7日（月）までの土曜日、日曜日及び祝祭日を除く毎日9時00分から17時15分まで。（最終日は入札書受付締切予定時刻まで。）
- (3) 申請書及び資料の提出期間、場所及び方法  
平成22年4月28日（水）から平成22年5月17日（月）までの土曜日、日曜日及び祝祭日を除く毎日9時00分から17時15分まで電子入札システムにより提出を行うこと。なお、申請書及び資料が、3MBを超える場合の提出方法等については、入札説明書による。
- (4) 入札及び開札の日時及び場所並びに入札書の提出方法  
入札書は、電子入札システムにより提出すること。
  - 1) 入札の締め切りは、平成22年6月7日（月）11時00分。
  - 2) 開札は、平成22年6月8日（火）11時00分。  
沖縄総合事務局国営沖縄記念公園事務所にて行う。

#### 5. その他

- (1) 手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 入札保証金及び契約保証金
  - 1) 入札保証金：免除。
  - 2) 契約保証金：納付（保管金の取扱店 日本銀行那覇支店、名護代理店）。ただし、利付国債の提供（保管有価証券の取扱店 日本銀行那覇支店、名護代理店）又は金融機関若しくは保証事業会社の保証（取扱官庁 沖縄総合事務局開発建設部）をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。
- (3) 入札の無効  
本公告に示した競争参加資格のない者のした入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。
- (4) 落札者の決定方法  
予定価格の制限の範囲内で、上記3に定める方法に従い、評価値の最も高い者を

落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内で、上記3に定める方法によって算出された評価値をもって入札した他の者のうち、評価値の最も高い者を落札者とすることがある。

なお、落札者となるべき者の入札価格が予決令第85条に基づく調査基準価格を下回る場合は、予決令第86条の調査を行うものとする。（入札説明書参照。）

(5) 配置予定技術者の確認

落札者決定後、CORINS等により配置予定の監理技術者等の専任制違反の事実が確認された場合、契約を結ばないことがある。なお、種々の状況からやむを得ないものとして承認された場合の外は、申請書の差し替えは認められない。

(6) 専任の監理技術者の配置が義務づけられている工事において、調査基準価格を下回った価格をもって契約する場合においては、監理技術者とは別に同等の要件を満たす技術者の配置を求めることがある。（入札説明書参照。）

(7) 本工事に経常建設共同企業体として申請書を提出した場合、その構成員は、単体として申請書を提出することはできない。

(8) 手続における交渉の有無

無。

(9) 契約書作成の要否

要。

(10) 当該工事に直接関連する他の工事の請負契約を当該工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無

無。

(11) 関連情報を入手するための照会窓口

上記4(1)に同じ。

(12) 一般競争参加資格の認定を受けていない者の参加

上記2(2)に掲げる一般競争参加資格の認定を受けていない者も、上記4(3)により申請書及び資料を提出することができるが、競争に参加するためには開札の時ににおいて、当該資格の認定を受け、かつ、競争参加資格の確認を受けていなければならない。

(13) 本案件は、提出資料、入札を電子入札システムで行うものであり、対応についての詳細は、入札説明書による。

(14) その他、詳細については入札説明書による。